

ご存知ですか “ 利子補給制度 ” について

和泉市内で大阪府中小企業向け融資制度等を利用している事業者の方は、その返済利子の一部について、市の補助が受けられます。

次の融資を受けられた方は、「**融資登録書**」を和泉市商工観光課に提出し融資内容の登録をしていただくと、利子補給を受けることができます。

1 . 利子補給対象の融資制度

大阪府中小企業向け制度融資

(1) 小規模資金、一般資金

市内に住所（法人にあっては本社所在地）を有し、かつ、融資申込時に市内に事業所を有する個人又は法人

(2) 開業資金

市内に住所（法人にあっては本社所在地）を有し、かつ市内で開業した個人又は法人

国民生活金融公庫

(1) 女性、若者／シニア起業家資金（19年度制定の新制度）

市内に住所（法人にあっては本社所在地）を有し、かつ市内で開業した個人又は法人

2 . 補給対象利子

(1) 補給対象融資について、対象年の1月1日から12月31日までの期間に約定どおり返済されている利子。

利子補給期間は借入日より**3年間**ですが、年度を遡及して請求することはできません。但し一般資金は平成17年4月1日以降、女性、若者／シニア起業家資金については平成19年4月1日以降融資決定分から対象です。

3 . 対象融資の限度額及び利子補給率

(1) 当初借入額の合計額のうち**500万円を限度**

(2) 対象年に係る利率のうち**1%相当分**

詳しくは：

和泉市 環境産業部 商工観光課 0725-41-1551

<http://www.city.izumi.osaka.jp/entry.aspx?id=463> 商工・融資制度

にお問い合わせ下さい。

新たな融資を受けられた方

は**融資登録**を忘れずに